

特別養護老人ホーム けいあいの郷 影取 ご利用料金

令和5年4月1日作成

①基本サービス費 (生活支援・健康/栄養管理等)	要介護1 (652単位/日)	要介護2 (720単位/日)	要介護3 (793単位/日)	要介護4 (862単位/日)	要介護5 (929単位/日)
1割負担	20,970円/月 (699円/日)	23,160円/月 (772円/日)	25,500円/月 (850円/日)	27,720円/月 (924円/日)	29,880円/月 (996円/日)
2割負担	41,940円/月 (1,398円/日)	46,320円/月 (1,544円/日)	51,000円/月 (1,700円/日)	55,440円/月 (1,848円/日)	59,760円/月 (1,992円/日)
3割負担	62,910円/月 (2,097円/日)	69,480円/月 (2,316円/日)	76,500円/月 (2,550円/日)	83,160円/月 (2,772円/日)	89,640円/月 (2,988円/日)

※単位数×地域単価(10.72円)×負担割合が自己負担額となります。

介護保険負担限度額認定	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
②食費	9,000円 (300円/日)	11,700円 (390円/日)	19,500円 (650円/日)	40,800円 (1,360円/日)	48,000円 (1,600円/日)
③居住費	24,600円 (820円/日)		39,300円 (1,310円/日)		59,100円 (1,970円/日)
④加算サービス費	施設の体制状況、入居者個々により多少変動があります。 1割負担：約8,000円/月、2割負担：約16,000円/月、3割負担：約24,000円/月 ※詳細は別紙『④加算サービス詳細』参照				
⑤日用品セット	3,180円/月(106円/日) ※歯磨き用品、ハンドソープ、ティッシュ、シャンプー類等				
⑥タオルセット	2,550円/月(85円/日) ※バスタオル・フェイスタオル・お手拭き				
その他費用	⑦金銭管理費 35円/日 (1,050円/月)				
	⑧電気使用料 100Wごと10円/日(例：テレビ160W 20円/日・600円/月)				
	⑨理美容代 カット：1,500円/回				
	⑩医療費(診察・薬・歯科) 約5,000円/月 その他、特別なレクリエーション、特別食等は実費となります。				

月額概算 (上記①～⑩の合計)

(円)

負担割合	負担減免	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	1段階	78,000	80,000	83,000	86,000	88,000
	2段階	81,000	83,000	86,000	88,000	91,000
	3段階①	104,000	106,000	109,000	112,000	114,000
	3段階②	126,000	128,000	131,000	134,000	136,000
	4段階	154,000	156,000	159,000	162,000	164,000
2割負担	4段階	182,000	188,000	193,000	198,000	203,000
3割負担	4段階	211,000	219,000	227,000	235,000	242,000

※介護保険負担限度額認定は所得額等に応じて1～4段階が設けられ1～3段階は負担が軽減されます。

※オムツ・パット類の費用、衣類の洗濯費用は施設負担のため、ご負担はありません。

※1ヶ月は30日で計算しています。

【別紙】

④加算サービス費 詳細（ご利用料金表はグレーの部分で算出）

(単位)			(円) ※1割負担
栄養マネジメント強化加算	11 /日	管理栄養士を指定数以上配置し、低栄養リスクの方に食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施。その情報を厚生労働省に提出しフィードバックを活用すること。また退所時は、退所後の食事相談支援を行う	12
看護体制加算(Ⅰ)	4 /日	常勤の看護師を1名以上配置した場合の費用	5
看護体制加算(Ⅱ)	8 /日	看護職員の数が常勤換算方法で入所者の数が25又は偶数を増やすごとに1以上であること。24時間の連絡体制を確保している場合の費用	9
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 /日	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に行った機能訓練を実施した場合の費用	13
日常生活継続支援加算	46 /日	(1) 1年間又は半年間の入所者が要介護4・5のものが70%以上 (2) 1年間又は半年間の入所者の認知症割合が65%以上 (3) 喀痰吸引胃ろう等の経管栄養、経鼻経管栄養15%以上	50
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18 /日	夜勤職員配置加算とは、規定を上回り夜勤職員を配置した場合の費用	20
初期加算	30 /日	入所してから30日間に限りかかる費用	33
外泊・入院時加算	246 /日	入院及び外泊時は上記料金の代えて左記費用。(6日まで算定)	264
経口移行加算	28 /日	経管による食事を摂取されている利用者に対して、経口移行計画に基づき栄養管理を提供した場合の費用	30
看取り介護加算(Ⅰ)1	72 /日	回復の見込みがないと診断され、同意・手続きを得て看取り介護を提供した場合の費用(亡くなる31日前～45日前)	78
看取り介護加算(Ⅰ)2	144 /日	回復の見込みがないと診断され、同意・手続きを得て看取り介護を提供した場合の費用(亡くなる4日前～30日前)	155
看取り介護加算(Ⅰ)3	680 /日	回復の見込みがないと診断され、同意・手続きを得て看取り介護を提供した場合の費用(亡くなる2日前～3日前)	729
看取り介護加算(Ⅰ)4	1,280 /日	回復の見込みがないと診断され、同意・手続きを得て看取り介護を提供した場合の費用(亡くなった日)	1,373
在宅・入所相互利用加算	40 /日	複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間(3ヶ月を限度)を定めて当該施設の居室を計画的に利用している場合の費用	43
在宅復帰支援機能加算	10 /日	前6ヶ月間において退所者の総数のうち、在宅復帰した割合が2割以上の時	11
認知症専門ケア加算	3 /日	入所者総数のうち、認知症の方の割合が5割以上であって、専門的な研修を修了した職員を配置している場合の費用	4
療養食加算	6 /食	糖尿病、腎臓病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、すい臓病、脂質異常症、痛風及び特別な場合の検査食の食事を提供した場合の費用	7
ADL維持等加算Ⅰ	30 /月	全利用者の利用開始月と6ヵ月目にADL値を測定。厚生労働省に提出しフィードバックを活用する。6ヵ月目に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、一定の規定の評価対象利用者の値が平均して1以上であること	33
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 /月	利用者全ての心身の情報を厚生労働省へ送ること。そしてそのフィードバックなどを活用し事業所内でPDCAサイクルを回していくこと	54
自立支援促進加算	300 /月	医師がご入所者毎に、自立支援に必要な医学的評価を入所時等に行い、自立支援の対応が必要と判断された方に、多職種共同で支援計画を策定・支援計画に従ったケアを実施し、厚生労働省へ提出。フィードバックを活用すること	322

個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 /月	計画書の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用すること	22
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 /月	褥瘡発生に係るリスクがあるとされた入所者に対し褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施し、褥瘡の発生がないこと	14
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 /月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、厚生労働省へ提出。そのフィードバックを活用すること	118
経口維持加算(Ⅰ)	400 /月	著しい摂取機能障害があり、水飲みテスト等により誤嚥が認められた入所者に対して、経口維持計画に基づき管理を提供した場合の費用	429
経口維持加算(Ⅱ)	100 /月	入所者の経口による継続的な食事摂取支援のための観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合の費用	108
生活機能向上連携加算Ⅱ	100 /月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進する為に外部リハビリ専門職と連携した場合の費用	108
排せつ支援加算Ⅰ	10 /月	排泄に介助を要する利用者のうち身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護の軽減をした場合の費用	11
介護職員等 ベースアップ等支援加算	1.6% /月	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、賃上げ効果に資するよう、加算額の2/3を介護職員等のベースアップ等に使用する加算。月総単位数の1.6%	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3% /月	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善を実施している施設に対する加算。要介護別の月総単位数の8.3%	
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	2.7% /月	介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすことで算定できる加算。月総単位数の2.7%	
配置医師緊急時対応加算	650 /回	配置医師が、早朝(午前6時から午前8時)、夜間(午後6時から午後10時)に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合	697
配置医師緊急時対応加算	1,300 /回	配置医師が、深夜(午後10時から午前6時)に施設を訪問して入所者に対し診療を行った場合	1,394
安全対策体制加算	20 1回限り	外部研修を受けた担当者を配置し施設内に安全対策部門を設置。組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	22
再入所時栄養連携加算	200 1回限り	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に医療機関との管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理を調整した場合の費用	215
退所時相談援助加算	400 1回限り	退所時に入所者及びその家族等に対し退所後の居宅サービスについて相談援助を行い、かつ必要な情報提供を行った場合の費用	429
退所前連携加算	500 1回限り	退所に先立ち居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス等に必要な情報提供を行い、かつ調整を行った場合の費用(月1回限度)	536
退所後訪問相談援助加算	460 1回につき	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及びその家族に対し、相談援助等を行った場合の費用	494
退所前訪問相談援助加算	460 1回につき	退所前に居宅を訪問し入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合の費用	494

●介護保険外で係る費用

ご利用料金表 ②～③、⑤～⑩

(円)

居住費	1,970 /日	光熱水費（基本）、修繕・維持費用等。 介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用 （第1段階：820円 第2段階：820円 第3段階：1,310円）
食費	1,600 /日	朝食350円、昼食760円、夕食490円 介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用 （第1段階：300円 第2段階：390円 第3段階①：650円 第3段階②：1360円）
金銭管理費	35 /日	本人または家族のやむを得ない事情にて施設で金銭等を管理する場合にかかる費用
日常生活費	実費 /日	男性セット：106円 女性セット：106円 タオルセット：85円 外部委託リース料
電気使用料	実費 /日	使用電化製品合計ワット数に応じて、100Wごと10円 （例・・・テレビ130W+加湿器300W＝合計430W 401 ～500Wのため50円となります）
趣向的活動費	実費 /回	レクリエーションやクラブにおいての物品購入代
特別食	実費 /回	嗜好品や外注食に係る飲食代
理美容費	実費 /回	カット1,500円 カット&カラー4,300円 カット&パーマ4,300円 パーマのみ3,300円 カラーのみ3,300円 顔そりのみ800円
医療費	実費 /回	受診代、薬代。※嘱託医・歯科医師・外部受診
特別行事費	実費 /回	外出など特別な行事を提供する時の費用
居室管理費	950 /回	1週間以上、居室を空けている場合（入院等）の管理を行うための費用。 ※居室を短期入所に使用した場合は発生致しません。
複写費	10 /枚	コピーを使用した場合に1枚あたりの費用
家族宿泊費	300 /回	ご家族が施設に宿泊した時にかかる費用
家族食費	食費 /食	朝食350円、昼食760円、夕食490円
写真代	20 /回	写真現像にかかる1枚あたりの費用